

瀬戸市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第1号

瀬戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会委員会条例（昭和41年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(常任委員の所属、常任委員会の名称、常任委員の定数及びその所管)	(常任委員の所属、常任委員会の名称、常任委員の定数及びその所管)
第2条 <省略>	第2条 <省略>
2 <省略>	2 <省略>
3 総務生活委員会の所管事項は、次のとおりとする。	3 総務生活委員会の所管事項は、次のとおりとする。
(1) <省略>	(1) <省略>
<u>(2) 経営戦略部の所管に属する事項</u>	<u>(2) 行政経営部の所管に属する事項</u>
<u>(3) 行政管理部の所管に属する事項</u>	
<u>(4) <省略></u>	<u>(3) <省略></u>
<u>(5) <省略></u>	<u>(4) <省略></u>
<u>(6) <省略></u>	<u>(5) <省略></u>
<u>(7) <省略></u>	<u>(6) <省略></u>
<u>(8) <省略></u>	<u>(7) <省略></u>
<u>(9) <省略></u>	<u>(8) <省略></u>
<u>(10) <省略></u>	<u>(9) <省略></u>
<u>(11) <省略></u>	<u>(10) <省略></u>
4から6まで <省略>	4から6まで <省略>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。